平成２５年（フ）第１６６号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵136番地16
債務者　新家　祐子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２０号
福岡市南区野多目５丁目11番15―202号
債務者　佐藤　弘子（旧姓舩越）
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２８７号
福岡市城南区神松寺１丁目23番32号
債務者　深見由紀子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２９６号
福岡市東区箱崎７丁目20番11―707号
債務者　谷下　ゆり
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３５１号
佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1999番地１
債務者　リサイクルヤマキこと　山田　克浩
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
佐賀県佐賀市本庄町大字袋241番地36、住民票上の住所佐賀県佐賀市水ヶ江１丁目５番25号
債務者　三根　勝博
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
佐賀県佐賀市高木瀬東５丁目20番３号
債務者　岸川　美幸
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富1223番地１
債務者　本田　りえ（旧姓野畑）
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０号
佐賀県佐賀市神園５丁目10番６号
債務者　西村　浩人
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号
佐賀県佐賀市高木瀬東５丁目20番３号
債務者　岸川　裕平
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
佐賀県佐賀市天祐団地２番16号
債務者　廣瀬　洋子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５２０号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町20番14号　上村ハイツ305号
債務者　朝川美由紀
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３７号
鹿児島県鹿児島市真砂町65番２―25号
債務者　木村　陽子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４２号
山梨県甲州市塩山上井尻711番地　１―506
債務者　渡邉　美栄
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
愛媛県宇和島市三間町宮野下1075番地
債務者　仲道　　晋
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１２号
愛媛県宇和島市朝日町１丁目２番３号
債務者　吉田　　忠
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第９号
長野市大字長野横沢町1326番地
債務者　吉越　教雄
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
岐阜県各務原市尾崎南町５丁目２番地
債務者　三上　啓子（旧姓栃原）
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
岐阜地方裁判所